

(平成 21 年度補正予算)

## 公立中学校武道場の整備

(1) 事業内容

中学校で新たに必修となった武道を円滑に実施できるよう、武道を行う上で不可欠な公立中学校武道場の整備促進を図ります。

(2) 補助制度

安全・安心な学校づくり交付金  
武道場新築 補助率 1/2

※ 平成 21 年度補正予算で、公共事業の地方負担分を補助するための交付金（地域活性化・公共投資臨時交付金）を新設。

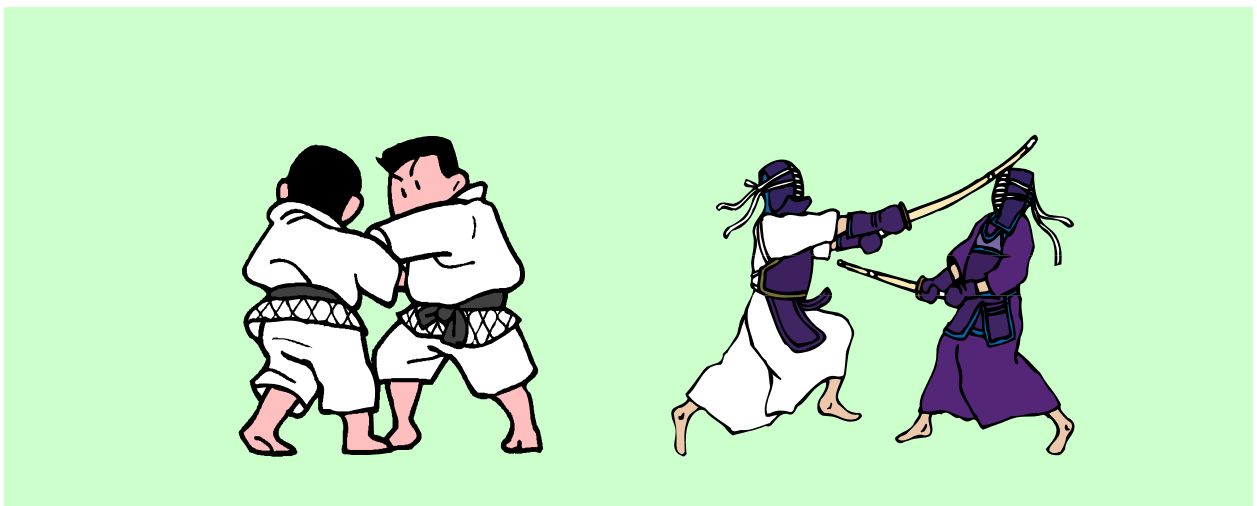
(3) 補助対象

地方公共団体(市町村等)

(4) 予算額 45 億円

(5) お問い合わせ

スポーツ・青少年局企画・体育課 施設係 03-6734-2672



# 中学校武道場(新築)に関する地方負担(イメージ)

平成21年度補正予算を活用する場合

- 文部科学省「安全・安心な学校づくり交付金」で整備する場合

国庫補助(補正予算) 1/2 (50%)	地域活性化・公共投資臨時交付金 (45%)
-------------------------	--------------------------

財政力を考慮し平均地方負担5%

- 林野庁「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」で木造武道場を整備する場合

国庫補助(補正予算) 定額	臨時交付金 (残額を充当)
---------------	------------------

財政力を考慮し平均地方負担数%

- 文部科学省「安全・安心な学校づくり交付金」と林野庁の「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」を活用して整備する場合

国庫補助(補正予算) 定額	臨時交付金 (残額を充当)	国庫補助(補正予算) 50%	臨時交付金 45%
---------------	------------------	----------------	-----------

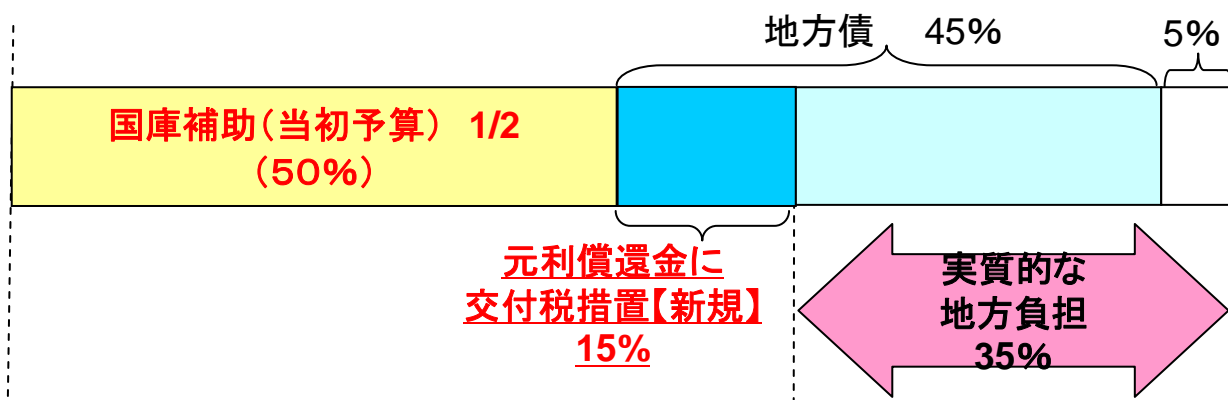
林野庁【内装】

文科省【内装以外】

財政力を考慮し平均地方負担数%

※臨時交付金の詳細については未定であり、上記は想定されるパターンを示したもの。

平成21年度当初予算を活用する場合



【本件担当】

・文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課施設係

電話 03-5253-4111(内線2672)

・林野庁林政部木材利用課利用推進班需要開発係

電話 03-6744-2297(内線6121)

## 中学校保健体育における武道の必修化について

### 平成18年12月 教育基本法改正

- 教育の目標として、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と規定される。

### 平成20年 1月 中央教育審議会答申

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」

#### ⑩ 体育、保健体育

(i) 改善の基本方針

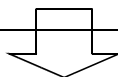
- 武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善する。

(ii) 改善の具体的事項

(中学校：保健体育)

(ア) 体育分野については、小学校高学年からの接続及び発達の段階のまとまりを踏まえ、体育分野として示していた目標及び内容を、「第1学年及び第2学年」と「第3学年」に分けて示すこととする。また、多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに自らがさらに探求したい運動を選択できるようにするため、第1学年及び第2学年で、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び知識に関する領域をすべて履修させ、第3学年では「体づくり運動」及び知識に関する領域を履修させるとともに、それ以外の領域を対象に選択して履修させることを開始する。第3学年における選択については、運動に共通する特性や魅力に応じて、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「ダンス」のまとまりと「球技」、「武道」のまとまりからそれぞれ選択して履修することができるようにする。(省略)

なお、すべての生徒に履修させることとなる「武道」と「ダンス」については、これまで以上に安全の確保に留意するとともに、必要な条件整備に努めるなどの取組が必要である。



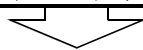
### 平成20年 3月 中学校学習指導要領改訂

#### 中学校における武道の必修化

### 平成20年 7月 教育振興基本計画

- 中学校保健体育の武道必修化に伴う施設整備や教員研修(中略)を支援する。

#### 指導者、施設、用具等の条件整備



### 平成24年度～ 中学校学習指導要領 完全実施